

熊谷市農業委員会
第6回総会議事録
(公開用)

平成30年7月11日(水)

熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第6回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成30年7月11日(水)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 平成30年7月11日(水)午後2時30分
- (3) 場 所 江南庁舎 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 37名
- (2) 現在数 36名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 31名 (内遅参委員 1名)
- (2) 欠席数 5名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	欠	須永宣延	20	出	福島敬一
2	出	木村進	21	出	茂木友秀
			22	出	森宏志
4	出	手嶋茂春	23	出	矢島君夫
5	出	石原敬嗣	24	出	閑野高広
6	出	菊地修一郎	25	出	松本丈
7	出	福田和行	26	欠	加賀崎千秋
8	出	鈴木吉明	27	出	福田正八
9	欠	堀重明	28	出	根岸里次
10	出	夏目亮一	29	出	小林眞
11	出	関根政利	30	出	松崎弘一
12	出	柴田忠雄	31	出	水野勝
13	出	村田定吉	32	欠	大澤芳明
14	遅	泉二良	33	出	青木登喜代
15	出	中川登美夫	34	出	大野隆一
16	出	関口久夫	35	欠	川田久夫
17	出	強瀬兼一	36	出	木部富次
18	出	赤石嘉孝	37	出	塚田とよ子
19	出	山本勝市			

4 議 案

議案第1号	熊谷市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則
議案第2号	熊谷市農業委員会農地部会会議規則を廃止する規則
議案第3号	熊谷市農業委員会農政部会会議規則を廃止する規則
議案第4号	熊谷市農業委員会公印規則の一部を改正する規則
議案第5号	熊谷市農業委員会役付委員会規則
議案第6号	熊谷市農業委員会地区代表協議会規則
議案第7号	熊谷市農業委員会互選規程を廃止する告示
議案第8号	熊谷市農業委員会処務規程の一部を改正する規程
議案第9号	熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する規程
議案第10号	熊谷市農業委員会役付委員会規程を廃止する告示
議案第11号	熊谷市農業委員会遊休農地解消対策委員会規程を廃止する告示
議案第12号	くまがや農委だより編集委員会規程の一部を改正する規程
議案第13号	熊谷市農業者年金加入推進委員会規程
議案第14号	熊谷市農業委員会地区検討委員会規程
議案第15号	熊谷市農委クラブ規約

5 招集者 会長 松本 丈

6 議事進行状況 別紙のとおり

局長	<p>定刻となりましたので、熊谷市農業委員会第6回総会を開会いたします。</p> <p>最初に松本会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>(あいさつ)</p>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今後の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、松本会長に議長になっていただき、進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、次第に従って進めますが、会議がスムーズに進みますよう、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、最初に、本日の総会の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 遠藤次長	<p>本日の出席委員は、委員36名のうち、30名です。委員の過半数が出席しております。</p>
議長	<p>委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の指名についてですが、いかがいたしましょうか。</p> <p>(議長一任の声)</p>
議長	<p>『一任』の声がありましたので、私から指名させていただきます。</p> <p>議席番号第15番 中川登美夫委員、議席番号16番 関口久夫委員の2名を指名させていただきます。</p> <p>また、書記には、事務局職員を指名します。</p> <p>本日の総会において審議する議案は、議案第1号から議案第15号までの、15件でございます。よろしくご審議願います。</p>
事務局 遠藤次長	<p>事務局から提案でございますが、本日の議案は、全議案が、農業委員会規則等の改正、廃止等の議案であり、関連がありますので、議案第1号から議案第15号まで一括でご審議いただきたいと思います。</p>

<p>議長</p>	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から提案がありましたが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、そのように決定します。議案第1号から議案第15号まで一括上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 遠藤次長</p>	<p>議案説明に先立ちまして、まず始めに、熊谷市農業委員会規則改正等の経緯について説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。本年9月より、熊谷市農業委員会は新体制へと移行しますが、移行後の熊谷市農業委員会の新組織体制を図式化したものが資料1となります。</p> <p>平成28年4月の農業委員会法の改正により「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進、を柱とした農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須業務となりました。また、農地等の利用の最適化を進める体制を強化するため、区域ごとに新たに農地利用最適化推進委員が委嘱されることになり、農業委員と連携して取り組む体制を整備していくこととなります。</p> <p>そこで、熊谷市農業委員会の新体制では、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して業務に取り組めるように、「熊谷市農業委員会地区検討委員会」の設置を考えております。資料1の下側に4つの枠で縦書き表示してあります、西部地区、東部地区、南部地区、北部地区の地区検討委員会になります。この地区検討委員会では、農地利用最適化推進委員と農業委員が連携して地区別の課題、意見などを整理していただき、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に向けた活動計画の立案を図っていただくこととなります。資料2を併せてご覧ください。新体制では農地利用最適化推進委員が担当する第1地区から第8地区の8地区を2地区ずつまとめ、先ほど説明させていただきました、西部地区、東部地区、南部地区、北部地区の4つの地区検討委員会の設置としております。また、これらの体制が円滑に進むよう、それぞれの地区に地区担</p>

当農業委員を配置させていただきます。

そして、法改正による農業委員会の必須業務の推進に向けて、各地区の課題整理や意見集約、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定や見直しに関する検討を行うために、4つの地区検討委員会の代表者である委員長及び副委員長をもって構成する「熊谷市農業委員会地区代表協議会」を設置させていただきます。資料2につきましては、その構成表となっております。なお、資料1では、中ほどに横書き表示してありますのが地区代表協議会となります。

また、その左側に縦書き表示してあります、農業者年金への加入を推進するため「農業者年金加入推進委員会」と、くまがや農委だよりを発行し、農業に関する情報を農家に周知するため「くまがや農委だより編集委員会」を設置させていただきます。

そして、熊谷市農業委員会の円滑かつ適正な運営を図るために、農業委員会会長及び会長職務代理と、先ほど説明しました地区代表協議会の構成員、農業者年金加入推進委員会委員長、くまがや農委だより編集委員会委員長とで構成する「熊谷市農業委員会役付委員会」を現在と同様に設置し、各種施策・その他の意思決定に関する事前調整などを行い、熊谷市農業委員会総会に諮ります。

なお、新体制では農地部会・農政部会は廃止となるため、農地法第3条、4条、5条をはじめとした案件等につきましては、毎月開催する総会で審議いただくこととなります。

また、資料1の一番左側に表示してありますとおり、農業委員及び農地利用最適化推進委員相互の親睦を図るため、「熊谷市農委クラブ」を、これまで同様に設置させていただきます。

以上が、新体制移行後の熊谷市農業委員会の新組織体制ですが、この新組織体制構築に伴い、熊谷市農業委員会規則・規程・規約の改正・廃止や新規制定が必要となるため、本日の総会において議案を提出させていただきます。

それでは、第6回総会提出議案をご覧ください。議案第1号から順に説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。議案第 1 号「熊谷市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則」につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員の新体制移行に即した内容に規則の一部改正を行うものです。なお、2 ページから 4 ページに議案第 1 号の資料として改正後の総会会議規則の全文を資料として掲載してあります。

次に 5 ページをご覧ください。議案第 2 号「熊谷市農業委員会農地部会会議規則を廃止する規則」につきましては、新体制により農地部会廃止に伴い規則を廃止するものです。

同様に、6 ページの議案第 3 号「熊谷市農業委員会農政部会会議規則を廃止する規則」につきましても、新体制により農政部会廃止に伴い規則を廃止するものです。

次に 7 ページをご覧ください。議案第 4 号「熊谷市農業委員会公印規則の一部を改正する規則」については、農地部会、農政部会の廃止に伴い公印規則の一部を改正するものです。なお、8 ページに改正後の公印規則の全文を資料として掲載しております。

続きまして、9 ページをご覧ください。議案第 5 号「熊谷市農業委員会役付委員会規則」につきましては、新体制移行に伴う新組織体制に合わせた内容に見直しし、現在、規程として定めてあるものを規則として定めるものです。

次に、12 ページをご覧ください。議案第 6 号「熊谷市農業委員会地区代表協議会規則」につきましては、さきほど新組織体制について説明させていただきましたが、新たに地区代表協議会を設置するために規則を定めるものです。

続きまして、15 ページをご覧ください。議案第 7 号「熊谷市農業委員会互選規程を廃止する告示」につきましては、農地部会、農政部会廃止により互選会の必要がなくなるため規程を廃止するものです。

次に、16 ページをご覧ください。議案第 8 号「熊谷市農業委員会処務規程の一部を改正する規程」につきましては、農地部会・農政部会廃止に伴い規程の一部を改正するものです。なお、17 ページから 19 ページが改正後の処務規程の全文となります。

次に、20ページをご覧ください。議案第9号「熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する規程」につきましては、農地部会廃止に伴い規程の一部を改正するものです。なお、21ページ、22ページが改正後の事務専決規程の全文となります。

続きまして、23ページの議案第10号「熊谷市農業委員会役付委員会規程を廃止する告示」につきましては、さきほど、議案第5号で説明しましたとおり、新たに役付委員会規則として定めるため規程を廃止するものです。

次に、24ページをご覧ください。議案第11号「熊谷市農業委員会遊休農地解消対策委員会規程を廃止する告示」につきましては、最初の新組織体制の説明の際に、農業委員会法の改正により、遊休農地の発生防止・解消を含め、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務となり、新たに「熊谷市農業委員会地区検討委員会」と「熊谷市農業委員会地区代表協議会」の設置という説明をさせていただきましたが、これにより、遊休農地解消対策委員会を廃止し規程も廃止するものです。

次の、25ページの議案第12号「くまがや農委だより編集委員会規程の一部を改正する規程」につきましては、新体制移行に即した内容に規程の一部改正を行うものです。なお、26ページ、27ページが改正後の農委だより編集委員会規程全文となります。

次に、28ページをご覧ください。議案第13号「熊谷市農業委員会年金加入推進委員会規程」につきましては、新たに委員会を設置するために規程を定めるものです。

続きまして、31ページをご覧ください。議案第14号「熊谷市農業委員会地区検討委員会規程」につきましても、新たに地区検討委員会を設置するために規程を定めるものです。

最後に、36ページの議案第15号「熊谷市農委クラブ規約」につきましては、現在の「熊谷市農業委員会委員クラブ」を「熊谷市農委クラブ」に名称変更し、新体制に即した内容に見直しをするため、規約の新設と廃止を行うものです。

以上で、議案第1号から議案第15号までの説明を終わらせていた

	<p>できます。</p> <p>よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
福田正八委員	<p>議案第1号の総会会議規則についてお聞きします。この中に、農業委員と農地利用最適化推進委員の仕事の仕分けについて規定されている部分が無いようですがその点はいかがでしょうか。</p>
事務局 遠藤次長	<p>今回、農政部会と農地部会の会議規則を廃止し、総会だけとなりましたが、これまでの規則の中にも職務内容については規定されていませんでした。そのため今回改正となった総会会議規則に対しても同様に取り扱うことといたしました。</p>
福田正八委員	<p>この文面では農業委員と農地利用最適化推進委員の仕事のすみわけがわからず、相談者である農業者が混乱することが危惧されますが、その点はどうぞお考えですか。</p>
事務局 遠藤次長	<p>地域では農業委員と農地利用最適化推進委員の両者が協力していただき、基本的に共同で同じ仕事をやっていただくと考えています。農業委員と農地利用最適化推進委員で唯一違うことは、農業委員には議決権があつて、農地利用最適化推進委員には議決権がないという点です。ですから、相談内容によってどちらに相談しなければならないというようなことはなく、相談者の問題解決に向けて相互に協力の体制をとるものと判断していますので、相談内容によって相談先が変わるということないものと考えております。</p>
福田正八委員	<p>わかりました。では、総会に出席するのは農業委員だけですか。</p>
事務局 遠藤次長	<p>改正農業委員会法では、農地利用最適化推進委員は総会で意見を述べることができると規定されており、また、農業委員会は農地利用最適化推進委員に意見を求めることができるとされていますので、農業委員にも農地利用最適化推進委員どちらに対しても開催の案内は通知する方向で調整しています。</p>
福田正八委員	<p>わかりました。</p>

議長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(な し)</p> <p>他に質疑、意見等無いようですので、議案第1号から順次お諮りいたします。</p> <p>『議案第1号 熊谷市農業員会総会会議規則の一部を改正する規則』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>よって、議案第1号については、原案のとおり決定することと決しました。</p> <p>次に、『議案第2号 熊谷市農業委員会農地部会会議規則を廃止する規則』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>よって、議案第2号については、原案のとおり決定することと決しました。</p> <p>次に、『議案第3号 熊谷市農業委員会農政部会会議規則を廃止する規則』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>よって、議案第3号については、原案のとおり決定することと決しました。</p> <p>次に、『議案第4号 熊谷市農業委員会公印規則の一部を改正する規則』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p>
----	---

よって、議案第4号については、原案のとおり決定することと決しました。

次に、『議案第5号 熊谷市農業委員会役付委員会規則』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第5号については、原案のとおり決定することと決しました。

次に、『議案第6号 熊谷市農業委員会地区代表協議会規則』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第6号については、原案のとおり決定することと決しました。

次に、『議案第7号 熊谷市農業委員会互選規程を廃止する告示』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第7号については、原案のとおり決定することと決しました。

次に、『議案第8号 熊谷市農業委員会処務規程の一部を改正する規程』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第8号については、原案のとおり決定することと決しました。

次に、『議案第 9 号 熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する規程』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第 9 号については、原案のとおり決定することと決しました。

次に、『議案第 10 号 熊谷市農業委員会役付委員会規程を廃止する告示』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第 10 号については、原案のとおり決定することと決しました。

次に、『議案第 11 号 熊谷市農業委員会遊休農地解消対策委員会規程を廃止する告示』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第 11 号については、原案のとおり決定することと決しました。

次に、『議案第 12 号 くまがや農委だより編集委員会規程の一部を改正する規程』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第 12 号については、原案のとおり決定することと決しました。

次に、『議案第 13 号 熊谷市農業者年金加入推進委員会規程』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

	<p>挙手全員です。</p> <p>よって、議案第13号については、原案のとおり決定することと決しました。</p> <p>次に、『議案第14号 熊谷市農業委員会地区検討委員会規程』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>よって、議案第14号については、原案のとおり決定することと決しました。</p> <p>次に、『議案第15号 熊谷市農委クラブ規約』について、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>よって、議案第15号については、原案のとおり決定することと決しました。</p> <p>以上で本日の議事がすべて終了しました。皆様のご協力により、スムーズに進めることができました。心から感謝申し上げます。議長のご職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>局長 松本会長には、議長を務めていただき、まことにありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第の6、その他としまして、事務局から報告事項がございます。</p>
<p>事務局 大沢農地係長</p>	<p>合意解約の取扱について説明させていただきます。これまで賃貸借で利用権設定された農地を期限を待たずに解約する場合に熊谷市では二つの方法がありました。一つ目は借受者、貸付者双方の署名と押印に加え、立会人として地元農業委員に署名と押印をいただいています。もう一つは地元農業委員に署名と押印をいただく代わりに、借受者に実印を押印してもらい、印鑑証明書の添付をお願いしていました。しかしながら、農地法18条の規定では「当事者の連</p>

	<p>名」とあるのみで、埼玉県農業会議によると、このような取り扱いをしているのは深谷市と熊谷市のみとのことでした。この取扱いについては、耕作者の権利を保障するために必要なものと考えられますが、現在、市内の利用権設定の3割以上が使用貸借権の設定となっている状況や今後、農地中間管理事業の推進による合意解約の案件も増加すると思われるので、事務局で見直しを検討し、6月21日の役付委員会において、役付委員に意見を伺ったところ、これまでの取扱いを廃止することで了解をいただきました。よって、明日以降の合意解約については借受者、貸付者双方の署名と押印のみとする取扱いに変更させていただきます。</p>
局長	<p>事務局からの報告事項は以上でございます。 それでは、最後に閉会を、森会長職務代理にお願いいたします。</p>
森職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
局長	<p>森委員ありがとうございました。それでは閉会となります。</p>

農業委員会事務局職員

局長

増田 啓良

次長

遠藤 健司

主幹兼農政係長

森田 志津子

主幹兼農地係長

大沢 昌徳

平成30年7月11日

熊谷市農業委員会

会 長 松本 丈

署名委員 中川 登美夫

署名委員 関口 久夫